

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	消耗品購入において、単価契約によらずに別の業者に発注したことにより、単価契約価格より高く購入しているものが見受けられたので、改善を図られたい。 (音川小)
措 置 状 況	7月10日の校園長会で学校監査における指摘事項を含めた注意喚起を行い、来年度の事務研修会においても引き続き周知し、今後は適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	備品台帳及び物品現在高調書において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 (ア) 備品台帳において、管理換された物品が記載されていなかった。(八尾小) (イ) 更新した備品について、備品台帳及び物品現在高調書に記載されていなかった。(鶉坂小) (ウ) 備品の棚卸しによる調査により、取得事由不明として物品現在高調書に記載された備品について、備品台帳に受け入れの記載がされておらず、備品台帳と物品現在高調書の数量が不一致となっているものがあつた。(音川小) (エ) 備品台帳から払い出しをする際、払出の行を記載せず受入時の記載に二線を引くことで削除し、現在数を修正しているものが複数あつた。(音川小)
措 置 状 況	(ア) 7月22日に備品台帳を修正した。 (イ) 該当物品の備品台帳は受入時に作成済みであつたことが判明した。物品現在高調書については、令和6年度物品現在高調書作成時に反映させる。 (ウ) 7月24日に備品台帳を修正した。 (エ) 7月24日に備品台帳を修正した。 今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	物品棄焼却処分台を作成せずに備品を廃棄していたので、改善を図らねたい。 (鵜坂小)
措 置 状 況	備品台帳及び物品現在高調書に記載がなかった汚水用水中ポンプについて確認したところ、寄附によって学校庭園及び観察池の整備が行われた際に、その設備の一環としてポンプが導入されていたことが判明した。観察池の付属設備として当該ポンプが設置されたため、備品台帳には記載不要であり、物品棄焼却処分台も作成していなかったものである。今後も富山市物品管理規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	市内・県内等出張命令簿において、通算路程の記載誤りにより過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。(朝日小)
措 置 状 況	市内・県内等出張命令簿については、通算路程の記載誤りを訂正し、過小となっていたものについて、8月15日に追加支給を行った。また、8月に実施した学校職員(助手)の研修会において、記載誤りに注意するよう周知を行った。今後とも学校事務の手引き等を活用した研修を実施し、富山市旅費支給条例に基づき適正な事務処理に努めてまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	令和6年能登半島地震の対応に係る避難所運營業務等の事務従事に伴う特殊勤務手当（災害応急作業等手当）の支給において、事務従事者が申請を行わなかったことにより過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。 （古里小）
措 置 状 況	令和6年8月給与にて、特殊勤務手当の過小分の追加支給を行った。 今後は、富山市職員の給与に関する条例に基づき適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	<p>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員に対して支払われる報酬において、超過勤務を含めた実勤務時間が1日7時間45分以内かつ週の勤務時間が38時間45分以内の場合は支給割合を100/100とし、それを超えた場合は125/100とすべきところ、週休日の振替により週の勤務時間が38時間45分を超えた週の超過勤務について、全時間を125/100とせず、100/100欄及び25/100欄に分けて記載して端数調整を行ったため、過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。(神保小)</p>
措 置 状 況	<p>指摘のあった会計年度任用職員の報酬については、令和6年8月に過小分の追加支給を行った。今後は、富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	物品棄焼却処分台を作成せずに、備品を廃棄しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。(大沢野中)
措 置 状 況	9月19日に物品棄焼却処分台及び通知を作成し、備品台帳を修正した。今後は富山市物品管理規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	契印について、備品台帳が作成されていなかったもので、改善を図られたい。 (八尾中)
措 置 状 況	監査終了後ただちに契印についての備品台帳を作成した。今後は富山市物品管理規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	市内・県内等出張命令簿において、通算路程の記載誤りにより過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。(八尾中、城山中)
措 置 状 況	市内・県内等出張命令簿については、通算路程の記載誤りを訂正し、過小となっているものについて、8月15日に追加支給を行った。また、8月に実施した学校職員(助手)の研修会において、記載誤りに注意するよう周知を行った。今後とも学校事務の手引き等を活用した研修を実施し、富山市旅費支給条例に基づき適正な事務処理に努めてまいりたい。

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
意 見	<p>随意契約について、富山市契約規則第22条では「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」とされており、処務事務の手引き（契約編）では、随意契約による物品購入、修繕、委託契約等の場合は見積り合わせでは「最低2者以上」から見積書を徴すること、特命随意契約によるときは「特命理由書を作成」して「所属長の決裁を受ける」こととされている。</p> <p>しかし、小・中学校及び幼稚園においては、教育総務課が作成した「経理要領」で、一定額未満の物品購入・修繕等について見積書の徴収を1者以上としていることから、ほとんどの場合、特命理由書を作成せずに1者のみからの見積書徴収による物品購入等が行われており、処務事務の手引き（契約編）によらない運用がなされている。</p> <p>これは、教育現場において、迅速な物品調達が必要なことや、必要物品の納入可能な業者が限られているなどの事情から、状況に即して慣例的に行われてきたものであると考えられるため、随意契約による見積徴収について、契約課と協議し、現状と照らし合わせて見積書の徴収が1者のみでよい場合を示すなど、適切かつ円滑に事務が遂行できるよう対応を検討されたい。</p>
回 答	<p>小・中学校及び幼稚園における契約事務は、全庁的な運用指針に沿って運用されるべきであるが、事務手続きの変更による影響や変更内容の周知期間等についても考慮する必要があることから、契約課や他の関係所属とも協議しながら、令和7年度までに新たな運用指針を決定し、運用してまいりたい。</p>